

# “障がい者グループホーム”とは

知的、精神、身体等の障がい者が、地域のアパート、マンション、一戸建て等において、家庭的な環境の中で「障がい者グループホーム」の職員による支援を受けながら、共同生活を送る「住まい」です。

※「障がい者グループホーム」は、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスです。

## 運営するのは？

社会福祉法人やNPO法人等の法人です。

法人が、福岡市から「障がい者グループホーム」事業者の指定を受けて設置し運営します。※福岡市内の障がい者グループホームは、148カ所(H31.4.1現在)。

建物の借主(賃貸借契約の相手方)は、「障がい者グループホーム」事業者(法人)となります。

## 入居者は？

知的、精神、身体等の障がい者です。

「障がい者グループホーム」に入居する障がい者の多くは、日中、職場や通所施設等で過ごしています。

## グループホームで、どのような支援を行うの？

障がい者が、地域において共同して自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障がい者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて、相談、健康管理、金銭管理に関する支援、余暇活動の支援、緊急時の対応、就労先・通所施設等との連絡調整などを行います。

また、障がい者が、グループホームの職員と、調理、掃除、買物、レクリエーション、行事等を共同で行うことにより、良好な人間関係に基づく家庭的な日常生活を送れるように支援します。

さらに、必要に応じて、入浴、排せつ又は食事の介護や、夜間の見守り等の支援を行います。

